別添２

令和７年度

福岡県病院立入検査自主点検調査票

点検年月日：令和　　年　　月　　日（　）

医療機関名：

担当者名　：

目　　　　　次

１　医療従事者　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ　１

２　管　　理　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ　２

３　帳票・記録　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ１２

４　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ１７

５　防火・防災体制　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ１８

６　放射線管理　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ２０

７　広告事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ２５

８　医療ガスに係る安全管理のための体制の確保　　・・・・・・・・Ｐ２７

　　構造設備基準

１　病室等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ２８

２　放射線装置及び同使用室　　　　　　　　　　　・・・・・・・・Ｐ３３

別添１　医療に係る安全管理に関する調査票 P４４

別添２　院内感染対策に関する調査票 P４８

別添３　診療用放射線に係る安全管理体制に関する調査票 P５４

別添４　医薬品の安全使用に関する調査票 P５７

別添５　医療機器の安全使用に関する調査票 P６０

別添６　特定機能病院における安全管理等の体制に係る調査票 P６３

別添７　医療機関における検体検査の実施に関する調査票 P６６

別添８　検体検査の精度の確保に関する調査票（検体検査の業務を自ら行う医療機関用） P６７

別添９　検体検査の精度の確保に関する調査票（他の医療機関から検体検査の受託業務を実施する医療機関用） P７０

別添１０　医療ガスの安全管理に関する調査票 P７５

|  |
| --- |
| * 病院立入検査自主点検調査票の記入方法について   １　病院立入検査自主点検調査票のチェック項目欄の番号が付されている項目ごとに行う。  ２　適否は､項目に適合している場合は「〇」､適合していない場合は「×」を、対象とならない項目については「－」を適・否欄に黒のボールペンで記入し、未記入がないようにすること。（参考の項目も記入すること。）  ３　下記の法、令、則の表示について  法7.1とは医療法第7条第1項、令4.1とは医療法施行令第4条1項、則10.1.1とは医療法施行規則第10条1項1号をいう。 |

| 項目  番号 | 項　　目 | 根拠法令等 | チェック項目 | 適・否 | 備　　考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  1-1  1-2  1-3  1-4  1-5  1-6  ２  2-1  1.  2.  3.  4.  5.  2-2  1.  2.  3.  4.  5.  6.  2-3  1.  2.  2-4  2-5  1.  2.  3.  4.  2-6  1.  2.  2-7  2-8  2-9  2-10  2-11  2-12  2-13  2-14  2-15  1.  2.  2-16  2-17  2-18  1.  2.  2-19  2-20  1.  2.  3.  4.  ３  3-1  3-2  3-3  3-4  1.  2.  3.  4.  3-5  4  4-1  4-2  4-3  4-4  4-5  4-6  4-7  4-8  4-9  4-10  ５  5-1  5-2  5-3  5-4  5-5  ６  6-1  6-2  6-3  6-4  6-5  6-6  6-7  6-8  6-9  6-10  6-11  6-12  6-13  6-14  6-15  6-16  6-17  6-18  6-19  ７  ８ | 医療従事者等  医師数  歯科医師数  薬剤師数  看護師数  看護補助者数  （管理）栄養士数  管　理  医療法上の手続  医療法の使用許可  医療法届出事項の変更  医療法許可事項の変更  地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中核病院の承認  診療用放射線装置の届出  患者の入院状況  病室の定員遵守  病室以外の患者入院  精神病・感染症患者の一般病室への入院  病毒感染の危険のある患者の感染防止  装置、器具、同位元素治療患者の放射線治療病室以外の入院防止  放射線治療病室への他の患者の入院防止  新生児の管理  管理及び管理体制  避難体制  医師の宿直  医薬品の取扱い  毒劇薬の区別と施錠保管  毒劇薬の表示  その他の医薬品の管理  調剤所の衛生と防火管理  医療機器等の清潔保持及び維持管理  医療機器及び看護用具の清潔保持  病棟諸設備の清潔保持  調理機械、器具の清潔保持及び保守管理  【参考】  食品等の保管取り扱いが適切か。  【参考】  給水施設は定められた基準に適合しているか。  職員の健康管理  医療の情報の提供  医療の安全管理のための体制確保  院内感染対策のための体制確保  診療用放射線に係る安全管理のための体制確保  医薬品に係る安全管理のための体制確保  医療機器に係る安全管理のための体制確保  ドクターヘリの運航に係る安全の確保  ドクターヘリの運航に係る要領の策定  運航要領に定められた要項の遵  守  高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供するに当たっての必要な措置  特定機能病院における安全管理等の体制  検体検査の業務の適正な実施に必要な基準への適合  検体検査の業務を自ら行う施設の組織管理、検体検査の精度の確保  他の医療機関から検体検査の受託業務を行う施設の組織管理、検体検査の精度の確保  サイバーセキュリティの確保  長時間労働となる医師に対する面接指導の実施及び休息時間の確保等の状況  面接指導の実施状況  面接指導実施後の就業上の措置  労働時間短縮の措置  特定労務管理対象機関の医師への勤務間インターバル及び代償休息の確保  帳票・記録  診療録の管理、保存  助産録の管理、保存  診療に関する諸記録の整理保管  エックス線装置等に関する記録  装置及び器具の使用時間の記録及び保存  装置、器具及び同位元素並びに同位元素による汚染物の記録及び保存  線量当量の測定、記録及び保存  治療用エックス線装置等の放射線の測定保存  院内掲示  業務委託  検体検査  滅菌消毒  食事の提供  患者等の搬送  医療機器の保守点検  医療ガスの供給設備の保守点検  洗濯  清掃  感染性廃棄物の処理  医療用放射性汚染物の廃棄  防火・防災体制  防火管理者及び消防計画  消防訓練・避難訓練  防火・消火用の設備  点検報告等  防災及び危害防止対策    放射線管理  管理区域  敷地の境界等における防護  放射線等取扱施設の患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示  放射線装置・器具・機器及び診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用室及び病室である旨を示す標識  使用中の表示について必要な注意事項の掲示  取扱者の遵守事項  放射線診療従事者の被ばく防止についての適切な措置  患者の被ばく防止についての適切な措置  診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者への適当な表示  放射線装置・器具・機器の使用または放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬・廃棄について認められた施設設備での使用､貯蔵､運搬又は廃棄  診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の管理  放射線装置の所定の障害防止の方法  必要な施設の閉鎖のための設備または器具  診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の所定の設備  貯蔵箱等の貯蔵容器、運搬容器及び保管廃棄容器についての所定の障害防止の方法・管理  廃棄施設についての所定の障害防止の方法・管理  通報連絡網の整備  移動型エックス線装置の適正な保管  陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる体制の確保  広告事項  医療ガスに係る安全管理のための体制の確保 | 法21.1.1  則19.1.1  他  法21.1.1  則19.1.2  他  法18  則6の6  県条例6.1.1  法21.1.1  法21.3  則19.2.2  則43の2  県条例6.1.2  県条例附則  3.1.1  県条例附則  3.2.1  他  法21.1.1  法21.3  則19.2.2  則43の2  県条例6.1.2  県条例附則  3.1.1  県条例附則  3.2.1  他  法21.1.1  法21.3  則19.2.4  県条例6.1.4  法7.1  法7.2  法22  法27  令4.1  令4の2  令4の3  則22  則24～則29  則10.1.1～  則10.1.7  則30の15.1則30の15.2  法15.1  法20  則19.2.2  法16  則9.15.2  法15.1  法20  則14  法20  法15.1  法20  則20.1.8  食品衛生法第3条  水道法第13条、同法第20条、同法20条の4、同法32条の2  同法施行規則第10条～第11条、同法施行規則第55条～第56条  法15.1  法1  法6の3.1～  法6の3.3  則1の2  則1の2の2  則1の3  法1  法6の10  法6の11  法6の12  法6の12  法15.1  法17  則1の11.2.1  則9の20の2  則1の11②3の2  法6の12  法15.1  法17  則1の11.2.2  法6の12  法15.1  法17  則1の11.2.3  法6の12  法15.1  法17  則1の11.2.4  法15条の2  則9の7  則9の7の2  則9の7の3  則14条の２  法108  則62  則63  則64  則65  則66  則67  則68  法108.5  則69  法108.6  則70  法123  則110  則111  則112  則113  則116  則117  則118  則119  法15.1  法25  法15.1  法25  法21.1. 9  則20.1.10  法22.2  則21の5.2  法22.3  則21の5.3  法15.1  法25  法15.1  法25  法15.1  法25  則14  則30の21  則30の22  則30の23.1則30の23.2  法14の2.１  令3.2  則9の3  則9の4  法15の2  則9の8  法15の2  則9の9  法15の2  則9の10  法15の2  則9の11  法15の2  則9の12  法15の2  則9の13  法15の2  則9の14  法15の2  則9の15  法20  則30の14の2  法20  法23  法20  法23  法20  則16.1.15  則16.1.16  法20  則16.1.15  則16.1.16  則16.1.1  則30の16.1  則30の16.2  則30の17  則30の13  則30の4～  則30の8の2  則30の12  則30の5～  則30の8の2  則30の20.2  則30の5  則30の5の2  則30の6  則30の20.1.1  則30の20.1.  2～3  則30の18.1  則30の19  則30の20.2.  2  則30の14  則30の7  則30の24  則30  則30の2  則30の2の2  則30の3  則30の7の2  則30の7の2則30の9  則30の11  則30の8～  則30の8の2  則30の9  則30の10  則30の11  則30の9.8ロ  則30の9.8ハ  則30の9.8ニ  則30の11.1.  2のハ  則30の11.1.  3のニ  則30の25  則30の14  則28.1.4  則28.1.5  法6の5  法6の6  令3の2  則１の9の2  則１の10  法23.1  則16.1.1 | 医療従事者は法令等に定める人員を充足していること。  1.医師数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。    2.歯科医師数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。  3.薬剤師数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。  4.看護師数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。  5.看護補助者数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。法令等に定める人員を充足していること。  6.（管理）栄養士数は法令等に定める人員を満たしているか様式（１）－１「医療従事者充足状況調」で確認し結果を右欄□に○・×を記入すること。法令等に定める人員を充足していること。  医療法上の手続きは適正に行われていること。  1.病院の構造設備は使用の許可を受けていること。  2.病院開設許可後の開設届及び届出事項に変更を生じたときにその届出がなされていること。  3.病院の開設許可を受けた後に厚生労働省令で定める事項を変更したときその許可を受けていること。  4.地域医療支援病院又は特定機能病院、臨床研究中核病院として定められた事項を有し、承認を得ていること。  5.診療用放射線装置の設置、変更又は廃止の届出をしていること。  患者の入院状況は定められた基準により適正に管理されていること。  1.病室に定員を超えて患者を入院させていないこと｡(ただし、臨時応急の場合を除く｡)  2.病室以外の場所に患者を入院させていないこと｡(ただし、臨時応急の場合を除く｡)  3.精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室以外の場所に入院させていないこと。（ただし、臨時応急の場合（精神病患者の身体的合併症に対応するため入院させる場合を含む）を除く｡)  4.病毒感染の危険のある患者からの感染を防止するために適当な措置（※）をとっていること。  5.診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させていないこと。  6.放射線治療病室に上記５に規定する患者以外の患者を入院させていないこと。  新生児の管理が適切に行われていること。  1.新生児に対して必要な管理体制及び看護体制がとられていること。  2.火災等緊急時における新生児の避難体制があらかじめ定められていること。  1.医師の宿直体制は整っていること　。  医業を行う病院にあっては医師を宿直させていること。ただし、医師がその病院に隣接した場所に待機している場合、その他当該病院の入院患者の病状が急変している場合においても病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして、認められた場合はこの限りではない。  医薬品の取り扱いは適正にされていること。  1.毒薬又は劇薬が他のものと区別されていること。毒薬を貯蔵配置する場所が施錠されていること。  2.毒薬及び劇薬の直接容器又は直接の被包にそれぞれの表示がなされていること。  3.その他の薬剤についてもその管理及び取扱いが適正に行われていること。  4.調剤所について衛生上、防火上適切な配慮がなされていること。  医療機器等は清潔な状態に保たれ、かつ保守管理が十分行われていること。  1.医療機器及び看護用具が清潔を保つよう十分手入れがなされていること。  2.病棟における諸設備は清潔に保たれていること。  1.給食施設の施設・設備について清潔が保持され衛生上適切な管理が行われていること。  1.食品等の保管取扱いが衛生的に行われていること。  2.従業員の作業被服の清潔が保持されていること。  1.定期又は臨時の水質検査が行われていること。  職員について定期的な健康診断を行う等適切な健康管理体制が確立されていること。  労働安全衛生法に基づく健康診断実施していること。  1.採用時の健康診断を実施しているこ  と。  ＜対象者＞  ・労働基準法第９条に規定する労働者（病院に使用される者で、賃金を支払われる者）で下記①②のいずれも満たす者  　①期間の定めのない契約により使用される者（期間の定めのある契約により使用される者にあっては1年以上使用が予定されている者。特定業務従事者にあっては６ヶ月以上）  　②一週間の労働時間が通常の労働者の労働時間の３/４以上  2.定期健康診断（１回／年）を実施していること。（特定業務従事者を除く。）  ＜対象者＞  ・労働基準法第９条に規定する労働者（病院に使用される者で、賃金を支払われる者）で下記①②のいずれも満たす者  　①期間の定めのない契約により使用される者（期間の定めのある契約により使用される者にあっては1年以上使用が予定されている者）  　②一週間の労働時間が通常の労働者の労働時間の３／４以上  3.特定業務従事者の健康診断を実施  していること。(当該業務への配置転換の際及び６月以内ごとに１回)  ＜対象者＞  ・労働基準法第９条に規定する労働者（病院に使用される者で、賃金を支払われる者）で下記①②のいずれも満たす者  　①期間の定めのない契約により使用される者（期間の定めのある契約により使用される者にあっては６ヶ月以上使用が予定されている者）  　②一週間の労働時間が通常の労働者の労働時間の３／４以上  ※特定業務従事者（例）  ・深夜業務（午後１０時～午前５時）を行う看護師等  ・エックス線等を扱う診療放射線技師  4.給食関係職員については、検便検査（雇用時又は配置転換の際）が実施されていること。  5.上記1～4の健康診断の結果について健康診断個人票を作成し、５年間保存していること。  6.健康診断の結果、異常等が発見された職員に対し、必要な措置がとられていること。  7.放射線関係職員については、健康診断（雇い入れ時、当該業務に配置換えの際及び６か月以内ごとに１回）を実施し、電離放射線健康診断個人票を作成し、３０年間保存されていること。  ＜対象者＞  放射線業務に常時従事する労働者で、管理区域に立ち入る者  8.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断（結核）が行われていること。  ＜対象者＞  病院において業務に従事する職員（事業者及び非常勤職員も含む。）  9.医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（１回／年）が実施されていること。（医師、保健師等によるストレスチェック）  10.医師、保健師等による面接指導の実施  ＜対象者＞  ストレスチェック結果で「面接指導が必要」とされた労働者から申出があった者  1.患者等に対し、医療機能情報（定期報告分）の閲覧体制が整備されていること。  2.当該病院の医療機能情報について年１回以上県知事に報告（インターネット「ふくおか医療情報ネット」又は書面）していること。  3.基本情報（※）について修正又は変更があった場合に速やかに県知事への報告がなされていること。  ※法第７条及び８条に基づく届出とは別に行う必要がある。  1.医療の安全管理のための体制が確保されているか「医療に係る安全管理に関する調査票」（別添1）を記入し結果  について右欄□に○・×を記入すること。  1.院内感染対策のための体制が確保されているか「院内感染対策に関する調査票」（別添2）を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  1.診療用放射線に係る安全管理のための体制が確保されているか「診療用放射線に係る安全管理体制に関する調査票」（別添3）を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  1.医薬品に係る安全管理のための体制が確保されているか「医薬品の安全使用に関する調査票」（別添4）を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  1.医療機器に係る安全管理のための体制が確保されているか「医療機器の安全使用に関する調査票」（別添5）を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  1.ドクターヘリの当該運航に係る要領（以下「運航要領」という。）を策定されていること。  2.ドクターヘリの当該運航にあたり運航要領に定められた事項が遵守されていること。  1.高難度新規医療技術又は未承認新規医薬品等を用いた医療の提供を行うにあたり、各病院の実情を踏まえた上で、可能な限り備考欄に記載する措置が行われるよう努めているか。  1.特定機能病院における安全管理のための体制が確保されているか「特定機能病院における安全管理等の体制に係る調査票」（別添6）を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  1.実施している検体検査の業務について「医療機関における検体検査の実施に関する調査票」(別添7)を記入し確認すること。  1.検体検査の業務を自ら行うにあたり組織管理、検体検査の精度が確保されているか「検体検査の精度の確保に関する調査票」(別添8)を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  2.他の医療機関から検体検査の受託業務を行うにあたり組織管理、検体検査の精度が確保されているか「検体検査の精度の確保に関する調査票」(別添9)を記入し結果について右欄□に○・×を記入すること。  「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」により必要な事項を確認し、インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）への連絡体制図を整備していること。  １．時間外・休日労働が月100時間以上となる見込みの医師(面接指導対象医師)に対して、面接指導を実施すること。  ２．面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じること。  ３．時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じること。  ４．特定労務管理対象機関（※）の医師のうち時間外・休日労働時間が年960時間超となることが見込まれる医師に対し、勤務間インターバル及び代償休息を確保すること。  1.適切に作成された診療録が適切に管理、保存されていること。  2.適切に作成された助産録が適切に管理、保存されていること。  1.過去２年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること  2.地域医療支援病院として都道府県知事の承認を受けている場合は、過去２年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること。  3.地域医療支援病院として都道府県知事の承認を受けている場合は、病院の管理及び運営に関する諸記録が適正に整理保管されていること。  4.調剤済みの処方せんの記載事項が記載されていること。  5.照射録に必要事項が記入されていること。  6.特定生物由来製品の使用に係る記録  1.装置又は器具の１週間当たりの延べ使用時間をその使用する室ごとに帳簿に記載し、これを１年ごとに閉鎖し、閉鎖後２年間保存していること｡(ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ所定の線量率が所定の線量率（※）以下になるようしゃへいされている場合は、この限りでない。)  2.医療法施行規則第３０条の２３第２項に規定する診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する帳簿の記載が適正に行われていること。また、帳簿を１年ごとに閉鎖し閉鎖後５年間保存していること。  3.放射線障害が発生するおそれがある場所（※）について、所定の方法により診療開始前及び開始後１か月に１回以上放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果に関する記録が５年間保存されていること。（ただし、固定されたエックス線装置等でしゃへい壁等が一定のときは６か月に１回以上測定すること。又、排気（水）口における汚染状況の測定は排気（水）のつど又は連続して行うこと。)  4.治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置及び診療用放射線照射装置の放射線量が６か月に１回以上線量計で測定され、その結果に関する記録が５年間保存されていること。  1.病院の管理者が見やすい場所に掲示すべき事項が掲示されているか。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.規則で定める基準に適合するものに委託していること。  1.感染性廃棄物が院内感染等の汚染源とならないよう適切な処理をすること。  1.（公社）日本アイソトープ協会に委託していること。  医療用放射性汚染物の処理を業者に委託する場合においては、医療用放射性汚染物が医療機関内の放射線汚染源とならないよう、廃棄施設内（保管廃棄設備）において適切な管理を行うこと。  適切な防火体制を整備するにあたり、以下の届出を行っていること。   1. 防火管理者の資格を有し、その責務を果たし得る管理的又は監督的地位にある者を防火管理者として定めるとともに、これを所轄の消防署に届け出ていること。   2.消防法令に即して消防計画を作成するとともに、これを所轄の消防署に届け出ていること。  1.消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年２回以上実施すること。  1.防火・消火上必要な設備が整備されていること。  1.適切な防火体制の整備にあたり、消防関係法令に即して防火対象物、消防用設備の点検報告等を実施していること  1.診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備について危害防止上必要な方法を講じていること。  2.通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくこと。  　平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。  1.病院内の場所であって外部放射線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量、濃度又は密度（※）を超えるおそれがある場所を管理区域と設定していること。  また、管理区域である旨を示す標識が付されていること。  2.管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置が講じられていること。  1.敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量を所定の線量限度（※）以下にするためのしゃへい等の措置が講じられていること。  1.目につきやすい場所に掲示されていること。  1.エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及び放射線治療病室等についてその旨を示す標識が付されていること。  2.診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室については、人が常時出入りする出入口が１か所となっていること。  1.エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨を表示していること。  2.診療用高エネルギー放射線発生装置使用室及び診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室の出入口に放射線発生時又は照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。  1.診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用して作業していること。また、作業衣を着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。  2.放射性同位元素により汚染された物をみだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室若しくは管理区域から持ち出さないこと。  1.被ばくする線量が所定の実効線量限度※及び等価線量限度※を超えないような措置が講じられていること。  2.眼の水晶体に受ける等価線量が所定の線量限度を超えないような措置が講じられていること。  1.放射線により、治療を受けている患者以外の入院患者が所定の実効線量（※）を超えて被ばくしないようなしゃへい等の措置が講じられていること。  1.診療用放射性同位元素等により治療を受けている患者に適当な表示を付していること  1.放射線装置等の使用、貯蔵、運搬、及び廃棄について認められている施設設備で適切に行われていること  1.診療用放射線照射器具の紛失防止について適切な措置が取られていること。  2.診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用廃止後の措置について適切な措置がとられていること。  1.エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、及び放射性同位元素装備診療機器について所定の障害防止の方法が講じられていること。  1.放射性同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備の外部に通ずる部分に閉鎖のための設備または器具を設けていること。  2.排液処理槽の上部開口部の周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵等で区画され、その出入口に鍵そのほか閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。  1.出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。  2.準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは排気設備に連結されていること。また、洗浄設備を設けること。  1.貯蔵及び運搬時に１メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいされていること。  2.貯蔵容器、運搬容器について、空気を汚染するおそれのある場合は気密構造となっていること。また、液体状の場合はこぼれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできていること。  3.貯蔵容器、運搬容器または保管廃棄容器を示す標識が付されていること。  1.排水設備において排液流出の調整装置が設けられていること。  2.排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気のひろがりを急速に防止することのできる装置が設けられていること。  1.事故発生に伴う連絡網並びに通報先等を記載した、通報基準や通報体制を予め定めていること。  1.移動型エックス線装置に鍵のかかる保管場所を確保するとともに、鍵をかけて、移動させられないような措置を講じていること。  1.放射線障害の防止に関する予防措置を講じていること。  2.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる医師又は歯科医師を配置していること。  1.医療法第6条の5に掲げる事項以外の事項を広告していないこと。  2.広告その他の医療を受ける者を誘因するための手段としての表示（広告）の内容が虚偽にわたってはならないこと。  3.厚生労働省令で定める広告の内容及び方法の基準に違反しないこと。  1.医療ガスに係る安全管理のための体制が確保されているか「医療ガスの安全管理に関する調査票」(別添10)を記入し結果について右欄□に〇・×を記入すること。 |  | 【対象】すべての病院  【対象】歯科を標榜する病院  【対象】すべての病院  ※専属の薬剤師を置くこと。  【対象】すべての病院  【対象】療養病床を有する病院および附則20条適用の精神病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】地域医療支援病院、特定機能病院又は臨床研究中核病院  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を備えている病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  ※緊急時の対応として、救急医療（周産期救急医療及び小児救急医療を含む）に係る患者を入院させるときは、病室に定員を越えて患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることができること。  ◇「救急患者の受入れに係る医療法施行規則第10条等の取扱いについて」(H21.7.21医政総発0721第1号・医政指発0721第1号・保医発0721第1号）を参照  【対象】精神病床、感染症病床を有する病院  【対象】すべての病院  ※適当な措置  ・当該患者を他の患者と同室に入院させないこと。  ・当該患者を入院させた室を消毒せずに他の患者を入院させないこと。  ・当該患者の用に供した被服、寝具、食器等を消毒しないで他の患者に使用しないこと。  【対象】診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、治療用の「診療用放射性同位元素」及び「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を備えている病院  【対象】放射線治療病室を有する病院  【対象】産科、産婦人科を標榜している病院  ①適当な看護職員が配置され、その責任体制が確立されていること。  ②新生児の識別が適切に行われていること。  ・安全な無痛分娩を提供するための診療体制の確認（無痛分娩取扱施設）  ◇「無痛分娩の安全な提供体制の構築について」（平成30年4月20日付医政総発0420第3号・医政地発0420第1号厚生労働省医政総務課長・地域医療計画課長連名通知）  ◇乳児連れ去りの対策については「医療機関における安全管理体制について（院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取組みに関して）について」(平成18年9月25日付医政発0925001号)参考  【対象】産科、産婦人科を標榜している病院  ・避難に必要な器具が備えられていること。  【対象】医科の診療科目を標榜している病院  ＊当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているとして知事が認める場合とは  【隣接した場所に待機しないが下記の全てを満たす場合】  ・入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。  ・入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられていること。  ・当該医師が速やかに当該病院に駆けつける場所にいること。特別な事情があって、速やかに駆けつけられない場所においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。  ・当該医師が適切な診療が行える状態であること。  【対象】すべての病院  ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。) (昭和35年法律第145号）第48条第1項、第2項参照  【対象】すべての病院  【医薬品医療機器等法第44条第1項、第2項参照】  毒薬：黒地に白枠白字をもってその品名及び「毒」の字を記載する。  劇薬：白地に赤枠赤字をもってその品名及び「劇」の字を記載する。  【対象】すべての病院  ・特に安全管理が必要な医薬品（要注意薬）についても、配置の工夫などの事故防止対策が必要であることが「医薬品の安全使用のための業務手順マニュアル」に示されていること。  【対象】すべての病院  ・引火性の薬品等が火気の近くに保管されていないこと。  ・薬品棚の転倒防止策をとっていること。  【対象】すべての病院  ＊医療用具及び看護用具が廊下等に放置されていないこと。  ＊歯科用ハンドピースを含む歯科治療用器具器材が患者毎に交換・滅菌を行っていること。  【対象】すべての病院  【対象】給食施設を有する病院  【対象】給食施設を有する病院  【対象】給食施設を有する病院  【対象】専用水道を使用する病院  ⅰ)色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査（１日１回）  ⅱ)化学物質及び細菌検査等の水質検査  ・簡易専用水道を使用する病院  ⅰ)厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査（年１回）  ⅱ)水槽の定期的清掃（年１回）  ※健康診断項目並びに受診者の漏れが無いこと。  【対象】すべての病院  【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条】  ＜検査項目＞  ①問診（既往歴及び業務歴の調査）  喫煙歴及び服薬歴※１  ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査  ③身長・体重・腹囲・視力・聴力※２  ④胸部エックス線検査  ⑤血圧の測定  ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量）  ⑦肝機能検査（GOT,GPT,γ-GTP）  ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・LDLコレステロール・血清トリグリセライド）  ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３  ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）  ⑪心電図検査(安静時心電図検査)  ※１：問診時に聴取徹底する旨の通知あり  ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ  ※３：ヘモグロビンＡ１cで代替可  ※雇い入れ時の健康診断項目の省略はできないが、医師による健康診断を受けてから３カ月以内の者が、その結果を証明する書類を提出した場合には、その項目は省略可。  【対象】すべての病院  【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条】  ＜検査項目＞  ①問診（既往歴及び業務歴の調査）  喫煙歴及び服薬歴※１  ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査  ③身長・体重・腹囲・視力・聴力※２  ④胸部エックス線検査及び喀痰検査  ⑤血圧の測定  ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量）  ⑦肝機能検査（GOT.GPT.r-GTP）  ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・血清トリグリセライド・LDLコレステロール）  ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３  ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）  ⑪心電図検査(安静時心電図検査)  ※１：問診時に聴取徹底する旨の通知あり  ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ  ※３：ヘモグロビンＡ１ｃで代替可  【医師の判断に基づく省略基準】  ③身長:20歳以上の者  ③腹囲：  ⅰ)40歳未満（35歳を除く。）  ⅱ)妊娠中の女性等であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者  ⅲ)BMIが20未満の者  BMI＝体重(kg)/(身長(m))２  ⅳ)自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）  ③聴力:45歳未満(35、40歳を除く)の者は他の方法で可  ④喀痰:  ⅰ)胸部エックス線で病変の発見されない者  ⅱ)胸部エックス線で結核発病の可能性なしと診断された者  ⑥～⑨.⑪:40歳未満(35歳を除く)  【対象】すべての病院  【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第45条】  ＜検査項目＞  ①問診（既往歴及び業務歴の調査）  喫煙歴及び服薬歴※１  ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査  ③身長・体重・腹囲・視力・聴力※２  ④胸部エックス線検査及び喀痰検査  ⑤血圧の測定  ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量）  ⑦肝機能検査（GOT.GPT.r-GTP）  ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・血清トリグリセライド・LDLコレステロール）  ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３  ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）  ⑪心電図検査(安静時心電図検査)  ※１：聴取徹底する旨の通知あり  ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ  ※３：ヘモグロビンＡ１ｃで代替可  注）④の項目は１年以内ごとに１回  【医師の判断に基づく省略基準】  ③身長:20歳以上の者  ③腹囲：  ⅰ)40歳未満（35歳を除く）  ⅱ)妊娠中の女性等であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者  ⅲ)BMIが20未満の者  ※BMI＝体重(kg)/(身長(m))２  ⅳ)自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）  ③聴力:前回の健康診断で聴力検査を受けた者又は45歳未満（35・40歳を除く）は他の方法で可  ④喀痰：  ⅰ)胸部エックス線で病変の発見されない者  ⅱ)胸部エックス線で結核発病の可能性なしと診断された者  ⑥～⑨.⑪：40歳未満(35歳を除く)  （35歳.40歳以上は、年2回中の１回)  【対象】給食施設を有する病院  【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第47条】  ※「大量調理施設衛生管理マニュアル」（同一メニューを１回３００食以上又は１日７５０食以上を提供する調理施設適用）では検便検査を月１回実施し、「腸管出血性大腸菌」を含めることとされている。  【対象】すべての病院  【労働安全衛生法第66条の3、労働安全衛生規則第51条】  【対象】すべての病院  【労働安全衛生法第66条の5】  ※事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、その結果を通知しなければならない。異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するための必要な措置（就業場所の変更等）について、３カ月以内に医師等の意見を聞き、その内容を健康診断個人票に記載しなければならない。  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【電離放射線障害防止規則第56条、57条】  ＜検査項目＞  (1)被ばく歴の有無及びその評価  (2)白血球数及び白血球百分率の検査  (3)赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値の検査  (4)白内障に関する眼の検査  (5)皮膚の検査  ※(2)～(5)の検査項目については、医師の判断により省略可  【対象】すべての病院  【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第53条の2】  ＜検査項目＞  ・喀痰検査、胸部エックス線検査等  ※労働安全衛生法等に基づく健康診断にて胸部エックス線検査を実施している者は感染症法に基づく健康診断を実施したものとみなす。  【対象】従業員５０人以上の事業者が常時使用する労働者を有する病院  【対象】従業員５０人以上の事業者が常時使用する労働者を有する病院  【対象】すべての病院  ※閲覧の方法  ①書面による閲覧  ②電磁的方法による閲覧  ⅰ)パソコン等のモニター画面表示  ⅱ)インターネット若しくは電子メールによる方法  ⅲ)電子媒体（CD-ROM等）による交付  ◇「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日付医政発第0330013号(平成31年3月14日付一部改正)）参照  【対象】すべての病院  ※刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院は報告対象外（令3.2）  【対象】すべての病院  ※基本情報  ①施設名称、②開設者、③管理者、④所在地、⑤住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診察日、⑧診療時間、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】エックス線装置等を備えている病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】ドクターヘリ基地病院であり、かつ「離着陸の許可を受けていない場所に離着陸を行う運航であって、消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航（以下「当該運航」という。）」を行う病院。  ・運航要領に定める関係者間の連携や安全確保のための必要な事項として、次に掲げる内容が含まれていること。  ①自ら入手した情報又は消防機関等以外の依頼若しくは通報により出動する場合におけるルールに関する事項  ②依頼又は通報の主体との連携に関する事項  ③離着陸場所が満たすべき要件に関する事項  ④離着陸場所において実施する安全確保のための取組に関する事項  ⑤個々の状況を考慮した安全確保のために必要な事項  ⑥乗務員等及び想定される消防機関以外の依頼又は通報の主体に対する安全確保のための教育に関する事項  ⑦安全確認とその判断に関する事項  ⑧その他着陸における安全確保のために必要な事項  ※当該運航を行った場合、運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならないことに留意すること。  ◇「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成25年11月29日付医政指発1129第1号）を参照  【対象】特定機能病院以外の病院  ・高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり講ずる措置  ①高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。  ②従業者が遵守すべき事項及び①に規定する部門が確認すべき事項等を定めた規定を作成すること。  ③①に規定する部門に、従業者の②に規定する規定に定められた事項の遵守状況を確認させること。  ・未承認新規医薬品等を用いた医療の提供を行うに当たり講ずる措置  ①未認新規医薬品等の提供の適否等を決定する部門を設置すること。  ②従業者が遵守すべき事項及び①に規定する部門が確認すべき事項等を定めた規定を作成すること。  ③①に規定する部門に、従業者の②に規定する規定に定められた事項の遵守状況を確認させること。  【対象】特定機能病院  【対象】検体検査の業務を自ら行う病院  【対象】他の医療機関から検体検査の委託業務を実施する病院  【対象】医療情報システムを導入、運用している病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】特定労務管理対象機関  病院又は診療所のうち、当該病院又は診療所に従事する医師にやむを得ず長時間従事させる必要がある場合において、都道府県知事が指定した以下の医療機関の総称。  ・特定地域医療提供機関  ・連携型特定地域医療提供機関  ・技能向上集中研修機関  ・特定高度技能研修機関。  【対象】すべての病院  【医師法第24条第1項、同法第24条第2項、同法施行規則第23条】  ・診療録に下記事項が記載されていること。  a)診療を受けた者の住所・氏名・性別・年齢（生年月日）  b)病名及び主要症状  c)治療方法（処方及び処置）  d)診療の年月日  ・診療録は５年間保存されているこ　と。  【対象】助産師が助産業務に従事している病院  【保健師助産師看護師法第42条第１項、同法第42条第2項、同法規則第34条】  ・助産録に下記事項が記載されていること。  a)妊産婦の住所、氏名、年齢（生年月日）及び職業  b)分娩回数及び生死産別  c)妊産婦の既往疾患の有無及びその経過  d)今回妊婦の経過、所見及び保健指導要領  e)妊娠中医師による健康診断受診の有無（結核、性病に関する検査を含む。）  f)分娩の場所及び年月日時分  g)分娩の経過及び処置  h)分娩異常の有無、経過及び処置  i)児の数及び性別、生死別  j)児及び胎児附属物の所見  k)産じょくの経過及びじょく婦、新生児の保健指導の要領  l)産後の医師による健康診断の有無  ・助産録が５年間保存されていること。  【対象】地域医療支援病院及び特定機能病院を除く病院  ・下記の各諸記録が保管されていること。  ①病院日誌（病院の経営管理に関する総合的特記事項の日誌）  ②各科診療日誌（各科別の診療管理上の総括的事項の日誌並びに看護に関する記録日誌）  ③処方せん（患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行年月日、使用期間、病院の名称・所在地、記名押印又は署名されたもの）  ④手術記録（手術室の管理及び各科の利用状況などの事項の記録）  ⑤看護記録  ⑥検査所見記録（検査室において行われた検査結果の記録）  ⑦エックス線写真  ⑧入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿（注：病院日誌に記入されていても差し支えない。）  ⑨入院診療計画書(患者が入院した日から起算して７日以内に診療を担当する医師により、入院中の治療に関する計画等を書面にて作成し、患者又は家族へ交付し適切な説明を行うこと。)  【検査対象】地域医療支援病院  ・下記の各諸記録が保管されていること。  ①病院日誌  ②各科診療日誌  ③処方せん  ④手術記録  ⑤看護記録  ⑥検査所見記録  ⑦エックス線写真  ⑧紹介状  ⑨退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約  ⑩入院診療計画書  【検査対象】地域医療支援病院  ・下記の各諸記録が保管されていること。  ①共同利用の実績  ②救急医療の提供の実積  ③地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績  ④閲覧実績  ⑤紹介患者に対する医療提供の実績  ⑥他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿  【対象】すべての病院  【薬剤師法第26条同法規則第15条】  ・下記の各必要事項が記載されていること。  ①調剤済みの旨（その調剤によって当該処方せんが調剤済みとならなかったときは調剤量）  ②調剤年月日  ③調剤した病院の名称及び所在地  ④医師、歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更し、調剤した場合にはその変更内容  ⑤医師、歯科医師に疑わしい点を確かめた場合には、その回答内容  ⑥調剤した薬剤師の記名押印又は署名  【対象】診療放射線技師又は診療エックス線技師が業務に従事している病院  【診療放射線技師法第28条第1項、同法施行規則第16条】  ・下記の各必要事項が記載されていること。  ①照射を受けた者の氏名、性別及び年齢（生年月日）  ②照射の年月日  ③照射の方法（具体的かつ精細に記載すること）  ④指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容  ⑤照射について指示を与えた医師又は歯科医師の署名  ※照射録の電子保存について  電子保存は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、見読性の確保、真正性の確保、保存性の確保及び電子署名の取り扱いについて遵守されている場合は以下のとおり取り扱うこと。  ・診療放射線技師法第28条第１項に規定する医師又は歯科医師の署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名によることが可能であること。そのため、電子保存した照射録を紙媒体に印刷して改めて署名を行う必要はないこと。  ◇医療機関への立入検査等を行う際の診療放射線技師法第28条に規定する照射録の取扱いについて（平成30年7月5日付厚生労働省医政局医事課事務連絡）  【対象】特定生物由来製品を使用したことがある病院  【医薬品医療機器等法第68条の22第3項及び第8項、同法規則第237条、同法規則第240条第2項】  ・適切に作成された記録が適切に管理、保存されていること。  ①記録簿に下記事項が記載されていること。  a)使用した患者の氏名・住所  b)特定生物由来製品の名称及び製造番号（製造記号）  c)投与日  ②記録簿が投与日から起算して２０年間保存されているか  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ※所定の線量率   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 診療室等 | 装置等 | 所定の  線量率 | | 治療用エックス線装置を使用しないエックス線診療室 | 治療用エックス線装置以外のエックス線装置 | 40マイクロシーベルト毎時 | | 治療用エックス線装置を使用するエックス線診療室 | エックス線装置 | 20マイクロシーベルト毎時 | | 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 | 診療用高エネルギー放射線発生装置 | | 診療用粒子線照射装置使用室 | 診療用粒子線照射装置 | | 診療用放射線照射装置使用室 | 診療用放射線照射装置 | | 診療用放射線照射器具使用室 | 診療用放射線照射器具 | 60マイクロシーベルト毎時 |   【検査対象】診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素病院を有している病院  ・帳簿に下記の事項が記載されていること。  ①入手、使用又は廃棄の年月日  ②入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の型式及び個数  ③入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びベクレル単位をもって表した数量  ④入手、使用又は廃棄に係る医療用放射性汚染物の種類及びベクレル単位をもって表した数量  ⑤使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ※放射線障害が発生するおそれがある場所  ①放射線の量  ・エックス線診療室  ・診療用高エネルギー放射線発生装置使用室  ・診療用粒子線照射装置使用室  ・診療用放射線照射装置使用室  ・診療用放射線照射器具使用室  ・放射性同位元素装備診療機器使用室  ・診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  ・貯蔵施設、廃棄施設、放射線治療病室  ・管理区域の境界、病院内の人が居住する区域、病院の敷地の境界  ②放射性同位元素による汚染の状況  ・診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  ・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を収容する放射線治療病室  ・排水（気）設備の排水（気）口  ・排水（気）監視設備のある場所  ・管理区域の境界  【対象】治療用の診療用放射線装置を有する病院  ◇「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（平成28年3月31日付医政発0331第30号・薬生発0331第10号・保発0331第26号・政社発0331第1号）を参照  【対象】すべての病院  ・下記の掲示すべき事項が掲示されているか。  ①管理者の氏名  ②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名  ③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間  ④建物の内部に関する案内  【対象】検体検査業務を業者等に委託している病院  ①院内のブランチラボに委託している病院  ②衛生検査所に外部委託している病院  ③他の病院に外部委託している病院  ※「業務委託の基準」については医療法施行規則の他に以下を参照。  ◇「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について｣(平成5年2月15日付健政発第98号(平成30年10月30日付最終改正))  ◇「病院、診療所の業務委託について」(平成5年2月15日付指第14号(平成30年10月30日付最終改正))  ◇「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」平成30年11月29日付医政総発1129第1号・医政地発1129第1号厚生労働省医政局総務課長・地域計画課長。  【対象】滅菌消毒業務を業者に委託している病院  【対象】食事提供業務を業者に委託している病院  【対象】患者搬送業務を業者に委託している病院  【対象】医療機器の保守点検業務を業者に委託している病院  【対象】医療ガスの保守点検業務を業者に委託している病院  【対象】洗濯業務を業者に委託している病院  【対象】清掃業務を業者に委託している病院  【対象】すべての病院  【対象】診療用放射性同位元素を有している病院   * 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物を廃棄する場合は、これら以外の物が混入又は付着しないよう封及び表示をし、７日間を超えて管理区域内おいて保管廃棄する場合に限り、管廃棄施設を設けることを要しない。   【対象】すべての病院  【消防法第8条】  ◇「病院等における防火・防災対策要綱について」（平成25年10月18日付医政発第1018第17号)を参照  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  ※避難訓練のうち１回は、夜間・休日を想定して実施するよう努めることとすること。  【対象】すべての病院  ＜必要な設備＞  1.消火設備  ・消火器：延べ面積が150㎡以上  ・屋内消火栓：延べ面積が700㎡以上  ・スプリンクラー：、3000㎡以上  ・屋外消火栓：1階及び2階の部分の床面積の合計が3000㎡以上  2.警報設備  ・自動火災報知機  ・非常ベル、自動式サイレン又は放送設備  ・非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備：収容人員が300人以上の施設について設置  3.避難設備  ・避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋： 2階以上の階又は地階で、いずれか一つの設備を設置  ・誘導灯、誘導標識  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  ＜危害防止上必要な方法＞  ①電気を使用する診療用器械器具については絶縁及びアースについて安全な措置を講ずること。また、電源プラグについては時々抜いて、トラッキング現象防止のための適切な処置を講ずること。  ②光線を治療に使用する器械器具については眼球その他に障害を与えぬよう配慮すること。  ③熱を使用する器械器具については過熱することのないよう断熱材等を適切に使用すること。  ④保育器、酸素テント、高圧酸素室等について定期点検及び使用前点検を行うこと。  ⑤年１回以上漏電防止のための措置が講じられていること。  ⑥ＬＰガス設備の保安点検を行うこと。  ◇「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」（昭和57年11月26日付指第35号）を参照  ◇「病院等における防火・防災対策要綱について」（平成25年10月18日付医政発第1018第17号)を参照  【対象】災害拠点病院  ◇「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（平成29年3月31日付医政発0331第33号）  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ※所定の線量、濃度又は密度  　（則第30条の26第3項）  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ※所定の線量限度  ・実効線量が3月につき250マイクロシーベルト  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室からみだりに持ち出していけない場合（則第30条の26第6参照）  ※管理区域からみだりに持ち出してはいけない場合（則第30条の26第6項）  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ・防護衣等が設置されていること。  ・ガラスバッチ等にて被ばくの測定が行われていること  ※実効線量限度（則第30条の27第1項参照）  ※等価線量限度（則第30条の27第2項参照）  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ・等価線量限度は、1年間につき50ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ、5年間につき100ミリシーベルト。  ※経過措置等は、「医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和2.4.1医政発0401第8号）を参照  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  ※所定の実効線量限度  ３か月間につき1.3ミリシーベルト  【対象】診療用放射性同位元素等により治療を受けている患者を有する病院  ※「診療用放射性同位元素等により治療を受けている患者に適当な表示を付していること」とは放射線治療を受けている患者以外の者の被ばくする実効線量が３月間につき１．３ミリシーベルトを超える場合に適用されることに留意。なお、下記通知に基づき適切な防護措置等を行っている場合には患者への表示は不要であること。  ◇「放射性医薬品を投与された患者の退出について」(平成10年6月30日付医薬安第70号)参照  ◇「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」(平成30年7月10日付医政地発0710第1号)参照  ※診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについては、以下のとおり、適切に管理されていること。  1.患者が病院内の診療用放射線照射器具使用室又は放射線治療病室から退出する場合には(1)、(2)いずれかの基準を満たすこと。  (1)適用量又は減衰を考慮した残存放射能が下表中欄に示す値を超えないこと。  (2)患者の体表面から１メートル離れた地点で測定された１センチメートル線量当量率が下表右欄に示す値を超えないこと。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 診療用放射線照射器具 | 適用量又は減体内残存放射能  （MBg） | 患者の体表面から１メートル離れた地点で測定された１センチメートル線量当量率（μSv/h） | | ヨウ素125シード（前立腺に適用した場合） | 2,000 | 2.8 | | 金198ｸﾞﾚｲﾝ | 700 | 48.0 |   2.診療用放射線照射器具を挿入された後の線源の取扱い  診療用放射線照射器具の脱落に備える為、挿入後は以下の期間入院させ脱落の有無を確認すること。   1. ヨウ素125シード：１日   （前立腺に適用した場合）  (2) 金198グレイン　：３日  3.退出する患者、患者家族等に対し適切な防護措置の注意及び指導を口頭及び書面で行うこと。  4.退出の根拠となった適用量又は体内残存放射能若しくは退出時に測定した線量率、退出した日時、患者への具体的な注意、指導事項等について記録し、これを１年ごとに閉鎖し、閉鎖後２年間保存すること。  【対象】エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具及び放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具を有する病院  ・線源の入手、使用、廃棄に係る帳簿により線源が適正に管理されていること  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用廃止した病院  【対象】エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、及び放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】放射性同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備を有する病院  【対象】排液処理槽を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】貯蔵箱等の貯蔵容器、運搬容器及び保管廃棄容器を有する病院  【対象】貯蔵箱等の貯蔵容器、運搬容器及び保管廃棄容器を有する病院  【対象】貯蔵箱等の貯蔵容器、運搬容器及び保管廃棄容器を有する病院  【対象】排水施設を有する病院  【対象】排気施設を有する病院  【対象】診療用放射線装置（エックス線装置等）を有する病院  【対象】移動型エックス線装置を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射　性同位元素を有する病院  ①陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有する診療放射線技師を、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事させること。  ②放射線の防護を含めた安全管理の体制の確立を目的とした委員会等を設けること。  ③陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関し、陽電子断層撮影診療を担当する医師又は歯科医師と薬剤師との連携が十分に図られるよう努めることが望ましいこと。  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する者として、以下に掲げるすべての項目に該当する医師又は歯科医師を１名以上配置していること。  ア.当該病院の常勤職員であること。  イ.陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。  ウ.核医学診断の経験を３年以上有していること。  エ.陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していると。  【対象】すべての病院  ※医療法第6条の5に掲げる事項  ①医師又は歯科医師である旨  ②診療科名  ③病院の名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名  ④診療日、診療時間又は予約による診療の実施の有無  ⑤法令の規定に基づき一定の医療を担う者として指定を受けた病院又は医師若しくは歯科医師である場合はその旨  ⑥地域医療連携推進法人の参加病院等である場合はその旨  ⑦入院設備の有無、病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他従業者の員数その他の病院における施設、設備又は従業者に関する事項  ⑧診療に従事する医師等その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴等従業者に関する事項で厚生労働大臣が定めるもの  ⑨患者・家族から医療に関する相談に応ずるための措置、医療安全確保のための措置、個人情報の適正な取扱いのための措置その他病院の管理又は運営に関する事項  ⑩紹介することができる病院・診療所又はその他の保健医療・福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と病院・診療所の間における施設、設備又は器具の共同利用の状況・連携に関する事項  ⑪診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供等に関する事項  ⑫提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他治療の方法等医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの)  ⑬患者の平均入院日数、平均的な外来・入院患者数その他医療提供の結果に関する事項であってその他厚生労働大臣が定めるもの  ⑭上記に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項  ・医療機関のウェブサイトについても、医療広告として規制の対象となることから、虚偽・誇大等の不適切な表示していないこと  ※②の診療科名については「広告可能な診療科名の改正について」（H20.3.31医政発第0331042号）により以下の診療科名は認められなくなった。（※経過措置あり）  ・神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科  【※経過措置】  　看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することが可能。  ※上記⑭の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。ただし、次の3.及び4.に掲げる要件については、自由診療について情報を提供する場合に限る。  １ 医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。  ２ 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること  ３ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。  ４ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。  ◇「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」等について(平成30年5月8日付医政発0508第1号)  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  1) 患者その他の者の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。  2) 治療等の内容又は効果について、患者その他の者を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。  【対象】医療ガスを使用する病院 |

構　造　設　備　基　準

１　病室等

| 区分 | 項　　目 | 根拠法令等 | チェック項目 | 適・否 | 備　　　　考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０  １１  １２  １３  １４  １５  １６  １７  １８  １９  ２０  ２１  ２２  ２３ | 病　室  精神病室  結核病室  感染症病室  放射線治療病室  診察室・処置室  手術室  分娩室及び新生児に必要な施設  臨床検査施設  調剤所  給食施設  歯科技工室  階数及び規模に応じた建物の構造  階段  避難階段  廊下  便　所  機能訓練室  消毒施設  洗濯施設  談話室  食　堂  浴室 | 則16.1.3  ～則16.1.5  則16.2  則附則5条  則16.1.6  則16.1.7  則16.1.12  則16.1.7  則16.1.12  則30の12.1.1  則30の12.1.2  則30の12.1.3  法21.1.2  法21.1.4  則20.1.1  則20.1.4  法21.1.3  則16.1.1  則20.1.2  則20.1.3  法21.1.10  法21.1.5  則16.1.15  則16.1.16  則20.1.5  則20.1.6  法21.1.7  則16.1.14  法20  法21.1.8  則10.1.6  則20.1.8  則20.1.9  則16.1.13  則16.1.2  則16.1.8  則16.1.9  則16.1.10  則16.1.11  法20  法21.1.11  則20.1.11  則附則21  法21.1.12  法21.3  則16.1.12  則21.1.1  福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例（以下「県条例」という。）  7.1.1  法21.1.12  法21.3  則21.1.1  県条例7.1.1  法21.1.12  法21.3  則21.1.2  則附則22  県条例7.1.2  県条例附則4  法21.1.12  法21.3  則21.1.3  則附則22  県条例7.1.3  県条例附則4  法21.1.12  法21.3  則21.1.4  則附則22  県条例7.1.4  県条例附則4 | 1.患者定員に見合う床面積を有していること。  2.機械換気設備については、結核病室、感染症病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて他の部分へ流入しないようにすること。  1.精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法（※）を講じること。  1.病院の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしゃ断その他必要な方法（※）を講じていること。  1.病院の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしゃ断その他必要な方法（※）を講じていること。  1.画壁等の外側が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。(ただし､画壁等の外側を人が通行等できない場合を除く｡)  2.放射線治療病室である旨の標識が付されていること。  3.汚染除去のための所定の方法（※）が講じられていること。  (ただし､診療用放射線放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを収容する放射線治療病室においては則第30条の8第8号は適用しない。)  1.診療科ごとに専門の診察室を有していること。(ただし､１人の医師が同時に２以上の診療科の診療に当たる場合その他特別な事情がある場合を除く。)  2.処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けていること。  （ただし、場合により２以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。)  1.手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質（※）のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有していること。  2.起爆性のある麻酔ガスの使用に当たっては危害防止上必要な方法を講じていること。  ・産婦人科又は産科を有する病院にあっては分娩室及び新生児の入浴施設（沐浴室及び浴槽）を有し、適正な構造になっていること。  1.血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。  2.火気を使用する場所には防火上必要な設備が設けられていること。  1.調剤所の採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。  2.冷暗所が設けられていること。  3.調剤に必要な器具を備えていること。  1.入院患者のすべてに給食することのできる施設を有していること。  2.床は耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっていること。  3.食器の洗浄消毒設備が設けられていること。  4.病毒感染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と別個に消毒する設備となっていること。  1.防じん設備及び防火設備が設けられていること。  1.３階以上の階に病室を設けている場合は主要構造部が耐火構造となっていること。  2.放射線治療病室以外は、地階に病室を設けていないこと。  1.患者の使用する屋内直通階段が２以上設けられていること。（ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第２階以上の各階における病室の床面積の合計が、それぞれ５０㎡（主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物にあっては１００㎡）以下のものについては患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。）  2.階段及び踊場の幅は内法１．２ｍ以上、けあげは０．２ｍ以下、踏面は０．２４ｍ以上となっており、適当な手すりが設けられていること。  1.避難に支障がないように２以上の避難階段が設けられていること。（ただし、患者の使用する屋内の直通階段を建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する避難階段としての構造とした場合は、その数だけ避難階段の数に算入することができる。)  1.精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8ｍ以上（両側に居室のある廊下は2.7ｍ以上）となっていること。  2.上記１.以外の廊下の幅は内法による測定で、1.8ｍ以上（両側に居室のある廊下は、2.1ｍ以上)となっていること。  1.清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなくてはならない。  1.療養病床を有する病院にあっては、１以上の機能訓練室は面積40㎡以上（内法）あること。また、必要な機器、器具を備えていること。  1.蒸気、ガス若しくは薬品を用いて入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。  1.洗濯施設が設けられていること　。  1.療養病床を有する病院にあっては、患者同士又は患者とその家族が談話を楽しめる広さとなっていること。（食堂等との共用は可能）  1.療養病床を有する病院にあっては、療養病床の入院患者１人につき１㎡以上の広さとなっていること。  ・療養病床を有する病院にあっては、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていること。 |  | 【対象】すべての病院  ①内法による測定で、患者１人につき６．４㎡以上となっていること。  ②療養病床に係る一の病室の病床数は、４床以下となっていること。  ③小児だけを入院させる病室の床面積は、上記の床面積の２／３以上とすることができる。ただし、一の病室の床面積は６．３㎡以下であってはならない。  （経過措置）  ①既存病院建物内の療養病床又は、経過的旧療養型病床群に係る病室以外の病室の床面積は、内法による測定で患者１人を入院させるものにあっては６．３㎡以上、患者２人以上を入院させるものにあっては、患者１人につき４．３㎡以上となっていること。  ②平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、１人につき６㎡（建築基準法施行令第２条第１項第３号の算定方法による。）以上となっていること。  【対象】結核病室、感染症病室又は病理細菌検査室を有する病院  【対象】精神病室を有する病院  ※必要な方法の例  （昭44.6.23衛発第431号参照）  ①自傷他害のおそれがある者を入院させるための保護室を設置すること。  ②保護室は、採光、換気、通風、冷暖房等の環境条件には特に考慮すること。  ③合併症（結核、感染症）病棟は、他としゃ断し、病棟配膳、病棟消毒を行う等の方法により感染を防止すること。  【対象】結核病室を有する病院  ※その他必要な方法  医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食器等の消毒設備が設けられていること。  【対象】感染症病室を有する病院  ※その他必要な方法  　医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食器等の消毒設備が設けられていること。  【対象】診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量限度  　実効線量が１週間につき１ミリシーベルト以下  【対象】診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※汚染除去のための所定の方法  　（則第30条の8第6号～第8号参照）  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  ※兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。  【対象】手術室を有すべき病院  外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院。  ※不浸透質のもの（陶製タイル､テラゾー､プラスチックなど）床の構造が電導床である場合又は湿度調整の設備を有する場合は必ずしも必要でない。  【対象】手術室を有すべき病院  外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院。  【対象】産婦人科又は産科を有する病院  ・沐浴室は専用であることが望ましいが、分娩室等と適宜仕切られるような構造であってもよい。  【対象】すべての病院  ただし、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る設備を設けないことができる。なお、休日・夜間や救急時の体制が確保されていることが必要である。  　　また、生理学的検査を行う場所は原則として病院又は診療所等医業の行われる場所に限定されるものであること。  　（H13.2.22医政発第125号参照）  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。ただし、再加熱等の作業に必要な設備については設けなければならない。（H13.2.22医政発第125号参照）  【対象】すべての病院  【対象】すべての病院  【対象】病毒感染の危険のある患者に給食を提供する病院  【対象】歯科技工室を有する病院  【対象】３階以上の階に病室を有する病院  【対象】すべての病院（放射線治療室を有する病院を除く）  【対象】２階以上の階に病室を有する病院  【対象】２階以上の階に病室を有する病院  【対象】３階以上の階に病室を有する病院  【対象】精神病床及び療養病床を有する病院（大学附属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）及び100床以上で内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院であって、精神病床を有する病院を除く。）  ・平成13年3月1日における既存病院建物内の患者が使用する廊下幅は、内法による計測で1.2ｍ以上（両側に居室のある廊下は1.6ｍ以上）となっていること。  (H13.1.31厚生労働省令第8号則附則第8条)  【対象】１.以外の病床を有する病院  【対象】すべての病院  ・便所の構造  　採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けること｡(ただし、水洗便所でこれに代わる設備をしたときはこの限りでない。)  【対象】療養病床を有する病院  ・既存病院建物内に療養病床又は経過的旧療養病床群を有する病院については、機能訓練を行うために十分な広さを有すること。(則附則第21条参照)  【対象】消毒施設を有する病院  ・消毒を行う施設  蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置等  ・繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。  【対象】すべての病院  寝具類(布団、毛布、シーツ、枕、包布等)の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。  【対象】療養病床を有する病院  ・平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、談話室がなくても可。（則附則第２２条）  【対象】療養病床を有する病院  ・平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、食堂がなくても可。（則附則第２２条）  【対象】療養病床を有する病院  ・平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、浴室がなくても可。（則附則第２２条） |

２　放射線装置及び同使用室

| 区分 | 項　　目 | 根拠法令等 | チェック項目 | 適・否 | 備　　　　考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０  １１ | エックス線装置及び同診療室  診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室  診療用粒子線照射装置及び同使用室  診療用放射線照射装置及び同使用室  診療用放射線照射器具使用室  放射性同位元素装備診療機器使用室  診療用放射性同位元素使用室  陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  貯蔵施設  運搬容器  廃棄施設 | 法21.1.6  則20.1.7  則30  則30の4  則30の2  則30の5  則30の2の2  則30の5の2  則30の3  則30の6  則30の7  則30の7の2  則30の8  則30の8の2  則30の9  則30の10  則30の11 | 1.防護措置  エックス線装置に所定の障害防止の方法（※）が講じられていること。  2.壁の構造  画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下（※）になるようにしゃへいされていること。  3.操作する場所  エックス線装置を操作する場所は、エックス線診療室と別室になっていること。（ただし、所定の箱状のしゃへい物を設けたとき、近接撮影を行うとき等の場合で必要な防護物を設けたときは、この限りでない。)  4.標識  エックス線診療室である旨を示す標識が付されていること。  1.防護措置  診療用高エネルギー放射線発生装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。  2.壁の構造  画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  3.出入口  人が常時出入する出入口が１ヶ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。  4.標識  使用室である旨を示す標識が付されていること。  1.防護措置  診療用粒子線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。  2.壁の構造  画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下（※）になるようにしゃへいされていること。  3.出入口  人が常時出入する出入口が１ヶ所で、その出入口には放射線照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。  4.標識  使用室である旨を示す標識が付されていること。  1.防護措置  診療用放射線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。  2.主要構造部等  使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。  3.画壁の構造  画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  4.出入口  人が常時出入する出入口は、１ヵ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。  5.標識  使用室である旨を示す標識が付されていること。  6.装置の紛失防止を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。  1.画壁の構造  画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  2.出入口  人が常時出入する出入口は、１ヵ所となっていること。  3.標識  使用室である旨を示す標識が付されていること。  4.器具の紛失防止  　器具の紛失発見を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。  1.主要構造部等  使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。  2.外部に通ずる部分  外部に通ずる部分には閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。  3.標識  　使用室である旨を示す標識が付されていること。  4.予防措置  　骨塩定量分析装置と輸血用血液照射装置に関しては、実効線量が３月間に１．３ミリシーベルト以下となるようなしゃへい物又は間仕切りを設けるなど予防措置を講じ、管理区域を明確にすること。  1.主要構造部等  使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。  2.部屋の区画  　準備室、診療室が区画されていること。  3.画壁の構造  　画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  4.出入口  　人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。  5.標識  　使用室である旨を示す標識が付されていること。  6.内部の壁等の構造  ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。  ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。  7.出入口に設けるもの  　出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。  8.準備室に設けるべきもの  ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。  ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。  1.主要構造部等  陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。  2.部屋の区画  　準備室、診療室、待機室が区画されていること。待機室を有しないことが認められた施設については、待機室に準ずる場所を設定していること。  3.画壁の構造  　画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  4.出入口  　人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。  5.標識  　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識が付されていること。  6.撮影装置操作場所  陽電子放射断層撮影装置の操作場所を陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の外部に設けていること。  7.内部の壁等の構造  ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。  ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。  8.出入口に設けるもの  　出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。  9.準備室に設けるべきもの  ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。  ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。  1.部屋の区画  貯蔵施設は、貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとなっていること。  2.画壁の構造  　貯蔵施設の外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  3.主要構造部等  　貯蔵室の主要構造部等は、耐火構造でその開口部には特定防火設備に該当する防火戸（※）が設けられていること。（ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。)  4.貯蔵箱等  　貯蔵箱等は、耐火性の構造となっていること。（ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵している場合は、この限りでない。)  5.出入口  人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。  6.外部に通ずる部分  　外部に通ずる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。  7.標識  　貯蔵施設である旨を示す標識が付されていること。  8.貯蔵容器  ①貯蔵容器は、貯蔵時において１メートルの距離における実効線量率が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  ②空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造となっていること。また、液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体の浸透しにくい材料が用いられていること。  ③貯蔵容器にその旨を示す標識が付され、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射線同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量が表示されていること。  9.受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具が設けられていること。  1.診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器は、所定の要件（※）を備えていること。  1.画壁の構造  　廃棄施設の外側における実効線量が所定の線量（※）以下になるようにしゃへいされていること。  2.廃液中濃度  　排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度（※）以下とする能力を有していること。  3.排水設備  　排水設備は、排液の漏れにくい構造であり浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料が用いられていること。  4.廃液処理槽  ①排液処理槽は、排液採取又は排液中の放射性同位元素の濃度測定ができる構造であり、かつ、排液流出の調節装置が設けられていること。  ②排液処理槽の上部開口部はふたのできる構造となっていること又はその周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵その他の施設が設けらていること。  5.標識  　排水管及び排液処理槽並びに人がみだりに立ち入らないための柵等を設けた場合の出入口付近に排水設備である旨を示す標識が付されていること。  6.排気設備  ①排気設備は、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下（※②）とする能力を有していること。  ②排気設備は、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下（※）とする能力を有していること。  ③排気設備は、気体が漏れにくい構造であり、腐食しにくい材料が用いられていること。  7.標識  排気浄化装置、排気管及び排気口に排気設備である旨を示す標識が付されていること。  8.保管廃棄設備  保管廃棄設備は、外部と区画された構造となっていること。  9.外部に通ずる部分  保管廃棄設備の外部に通ずる部分に鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。  10.保管廃棄設備の構造  空気を汚染するおそれのある状態にある物を入れる保管廃棄の容器は気密な構造であること。  また、液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を入れる保管廃棄の容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料で作られていること。  11.保管廃棄設備である旨を示す標識が付されていること。 |  | 【対象】エックス線装置を有すべき病院  内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院。  ※所定の障害防止の方法  （則第30条）  【対象】エックス線装置を有すべき病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】エックス線装置を有すべき病院  【対象】エックス線装置を有すべき病院  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院  ・当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の発生を遮断するインターロックを設けること。（則第30条の2第4号）  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院  【対象】診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院  【対象】診療用粒子線照射装置を有する病院  ・当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の照射を遮断するインターロックを設けること。(則第30条の2の2第4号)  【対象】診療用粒子線照射装置を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用粒子線照射装置を有する病院  【対象】診療用粒子線照射装置を有する病院  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  ・所定の障害防止装置が講じられている但し書きの装置の操作以外にあっては、当該照射装置の照射口は、当該使用室の室外から遠隔操作によって開閉できるものであること。(則第30条の3第3項)  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  ①主要構造部等（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。)  ②耐火構造又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。以下同じ｡)  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  【対象】診療用放射線照射装置を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用放射線照射器具を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具を有する病院  【対象】放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】放射性同位元素装備診療機器を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  ※準備室（診療用放射性同位元素の調剤等を行う室）  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  （ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ①準備室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室)  ②診療室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いて診療を行う室)  ③待機室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室)  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※特定防火設備に該当する防火戸  建築基準法施行令第112条第１項に規定するもの。  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量率  　100マイクロシーベルト毎時  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を院内で運搬して使用する病院  ※所定の要件  　（則第30条の9第8号イ～ニ）  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の線量当量  ①１ｍＳｖ／１週間  ②画壁等  　天井、床及び周囲の画壁をいう。  　（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合、人が通行し、又は滞在しない措置が講じられている場合を除く。)  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の濃度限度  排水口（排水監視設備を設けた場合は境界）において則第30条の26第１項に定める能力  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※排水設備（排水管、排液処理槽、その他液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水し又は浄化する一連の設備）  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※（則第30条の11第１項第3号ただし書に規定する場合を除く。）  ①排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染された空気を排気し又は浄化する一連の設備）  ②所定の濃度限度  排気口（排気監視設備を設けた場合は病院の境界）において則第30条の26第1項に定める能力  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※所定の濃度限度  (則第30条の26第1項及び2項に定める限度)  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  ※保管廃棄設備  　医療用放射性汚染物を保管廃棄する設備  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  （注）陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物のみを廃棄する場合、これら以外の物が混入又は付着しないように封及び表示をし、７日間を超えて管理区域内の廃棄施設において保管廃棄する場合に限り、保管廃棄設備を設けることを要しない。（則第30条の11第1項第6号及び第4項並びに平成16年厚生労働省告示306号）  【対象】診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院  (注)廃棄物については、厚生労働大臣が指定した者（日本アイソトープ協会）へ、その処理を委託できる。（則第30条の14の2） |